

基調講演

顕在化しにくい発達障害の支援施策について

田中 尚樹

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室）

平成16年の発達障害支援法の成立により、福祉、教育、医療など様々な分野で発達障害が支援の対象として位置づけられるようになった。発達障害の定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（第2条）であり、平成17年4月の文部科学省と厚生労働省の両事務次官による通知（「発達障害者支援法の施行について」）では、発達障害の範囲をICD-10のF80—89及びF90-98に含まれる障害としている。この中に、平成28-29年度の厚生労働学研究補助金事業や平成30年度の厚生労働省障害者総合福祉推進事業において取り組んでいる顕在化しにくい発達障害（読み書き障害、チック、吃音、不器用）も含まれる。平成28年に発達障害者支援法は「ライフステージを通した切れ目のない支援」、「家族を含めたきめ細やかな支援」、「地域の身近な場所で受けられる支援」ということをポイントとして改正された。この法律の中では「個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うこと」（第23条）が記載されており、自閉症や注意欠陥多動性障害だけでなく、読み書き障害や吃音、トゥレット症候群など顕在化しにくい障害を含め、一人ひとりの特性に応じた支援ができる人材を育成することや対応できる支援体制を作ることが必要である。

現行の発達障害児者の支援施策においては、発達障害者支援地域協議会の設置や発達障害者支援センター事業、発達障害者地域支援マネジャーや巡回支援専門員の活用など地域における支援体制の整備を行っている。平成30年度は、都道府県と市町村を実施対象とした発達障害児者及び家族等支援事業や、地域の医師が発達障害の診療・支援を行うため実地研修等を行う「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を新設した。また、こうした事業を進めるにあたり国立障害者リハビリテーションセンターや国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおいて国の研修を実施し人材育成をしている。

顕在化しにくい発達障害（読み書き障害、チック、吃音、不器用）については、早期発見から適切な支援につなぐことができるよう調査研究を進めている。平成28-29年度の厚生労働学研究補助金事業では、アセスメントツールである「観察シート（CLASP）」の開発をし、この観察シートの活用のためのマニュアル作成を平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業において取り組んでいただいているところである。また、読み書きについては、その困難さのある成人期の発達障害者の実態把握についても調査事業をしているところである。ここでは、顕在化しにくい発達障害児の早期発見と支援を踏まえ、発達障害児者支援施策について紹介したい。